

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和4年10月25日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

令和4年10月25日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 常任委員の選任
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで（提案説明）
- 第6 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 第7 組合行政一般に対する質問  
8番 伊藤幾子議員
- 第8 議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）
- 第9 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（質疑）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

~~~~~

### 出席議員（17名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
4番	石	田	憲太郎	5番	秋	山	智	博

6番	寺	坂	寛	夫	7番	山	田	延	孝
8番	伊	藤	幾	子	9番	尾	島		勲
10番	前	田	幸	己	11番	山	根	政	彦
12番	谷	口	雅	人	13番	柳		正	敏
14番	足	立	義	明	15番	田	村	繁	已
16番	吉	田	博	幸	17番	上	杉	栄	一
18番	上	田	孝	春					

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

3番 岩 永 安 子

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		遠 藤 全
消 防 局 長		田 住 浩
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	中 村 理 人

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                     |           |
|---------|---------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 植 田 光 一   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 橋 本 圭 司   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事 | 田 中 真 一   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和4年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例

会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者はマスクを着用することといたします。御理解をお願いいたします。

そのほかに報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

議員の異動についてでございます。

岩美町議会議員の任期満了に伴いまして、令和4年7月26日に岩美町議会において、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員選挙が行われ、足立義明議員、柳正敏議員が選出されました。

次に、欠席議員について御報告します。

岩永安子議員から、所用のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 第1 議席の指定

◆寺坂寛夫 議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、柳正敏議員を13番に、足立義明議員を14番に、それぞれ指定します。

### 第2 会期の決定

◆寺坂寛夫 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月26日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

### 第3 常任委員の選任

◆寺坂寛夫 議長 日程第3、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、13番、柳正敏議員を総務消防委員に、14番、足立義明議員を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

### 第4 議会運営委員の選任

◆寺坂寛夫 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、14番、足立義明議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 御異議なしと認めます。したがって、足立義明議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

**第5 議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで（提案説明）**

**第6 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（報告）**

◆寺坂寛夫 議長 日程第5、議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで、以上3案並びに日程第6、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題とします。

提出者の説明及び報告を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組會議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況について御報告をいたします。

本年4月から試運転のため可燃ごみの受入れを開始した新可燃物処理施設リンピアいなばにつきましては、4月下旬に発電用ボイラーから水漏れが発生し修繕が必要になったことから、運転を停止し、現在、鳥取市神谷清掃工場にてごみの受入れを行っているところです。可燃ごみの再度の受入れに当たり、御理解、御協力をいただきました東郷地区の皆様には厚く感謝申し上げます。今後、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策を徹底するとともに、修繕工事を12月末までに完了し、令和5年1月からはリンピアいなばで可燃ごみ全量受入れを再開し、3か月間の試運転期間を経て、4月1日から本稼働を行う予定としています。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第10号は、令和4年度一般会計補正予算でありまして、主なものとして、本年4月の定期人事異動等に伴う人件費を計上するもの並びに可燃物処理施設建設工事の工期遅延に伴い、リンピアいなば運営管理業務費の減額等を行うものです。

議案第11号は、令和3年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。

議案第12号は、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部を改正するものです。

報告第1号は、令和3年度一般会計予算のうち、令和4年度への繰越明許費に係る繰越額について報告するものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**第7 組合行政一般に対する質問**

◆寺坂寛夫 議長 日程第7、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

8番、伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 おはようございます。8番、伊藤です。通告に従い、消防力を高める取組について、質問をいたします。

まず、消防士の訓練についてです。消防組織法第1条では、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とするとうたわれています。その任務を遂行するために、国はもとより、地方公共団体の責任も明確にされており、それに基づいて東部消防局も業務に当たられていると思います。ここ近年、気候変動等による想定外の災害や、他県であったような大規模火災など、消防隊員が経験したことがない規模の災害も起きています。どのような災害が発生しても、その最前線で確実・迅速に対応し、住民を安全に救助・救援できるよう、日頃から様々な訓練が行われていると思いますが、消防における訓練の重要性についての認識をお聞きします。

あわせて、訓練は安全に行われなければならないと考えますが、安全性についての認識についてもお聞きをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

どのような災害が発生しても、確実・迅速に対応し、安全に救助・救援ができるよう、様々な訓練が行われていると思うが、消防における訓練の重要性についての認識、あわせて、訓練は安全に行われなければならないと考えるが、安全性についての認識も尋ねると、このようなお尋ねでありました。

近年、災害が複雑多様化、激甚化しておりまして、どのような災害にも対応できるように日々の訓練を重ねることが非常に重要であると認識をしております。

また、国内では消防職員の殉職事故や訓練中の受傷事故が発生しておりますことから、災害対応時、訓練時を問わず、安全に対する意識を高めるとともに事故の発生を未然に防ぐため、安全管理体制を徹底することに取り組んでいるところであります。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 8番、伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 訓練の重要性と安全性について、御答弁いただきました。

ニュースになるような大事故といえますか、そういったことが訓練中にも起きているわけですよね。ちょっと紹介しますと、これは2019年9月ですね、宝塚市の消防本部ですけども、訓練所で高さ7メートルの訓練設備から30代の隊員が転落して亡くなられたと。堤防に見立てた鉄パイプ製の設備から約20メートル離れた別の設備に向けてロープを投げ渡す準備をしていた際に、転落をされた。また、2020年の夏には、水難救助の訓練中に20代の男性消防士が、山口県のほうで亡くなられたとか、あと、これは今年ですね、今年6月、静岡市の消防署ですけども、20代の消防士さんが高さ8メートルのはしごから転落をされて、亡くなりはしなかつただけでも重傷を負われたっていうね。そういったときに、命綱をつけておられたけれども固定されておらず、安全マットのない場所に転落をされた。そういったことが、現場ではなくて訓練をされているときに、そういった事故が起きています。

それで、昭和57年の宮崎市消防訓練事故事件ということで、判例がよく紹介されている判例なんですけど、消防職員というのは、現場での消火活動だとか人命救助のときに、危険な目に遭遇した場合、そのときには自らが身を守る、そういう義務が強く求められている、本人にね。それで、地方公共団体に対する責任というのは、現場での活動から遠ざかるほど強くなる。つまり、現場はもう個人、ほぼ個人の責任なのかなと思ってしまいうぐらい、そういう苛酷な仕事なんだなと改めて思ったんですが、現場から遠くなればなるほどというのは、訓練なんです。訓練のときほど、設置者といいますか、使用者といいますか、そういったところの責任が重くなるということで、これですね、十分な安全配慮をなした訓練を常日頃実施すべき義務があるというのは、その使用者なんですね。だから、やっぱりそこら辺は本当に訓練中に事故がないように、そこは最大の配慮をしなければならぬというふうに思っています。

それで、東部消防局のホームページでは、火災、救急、救助をはじめ、地震や台風など様々な災害に対応できるよう日々訓練に励んでいますと紹介されています。そして、東部広域行政管理組合の消防職員服務規程第28条には、日常訓練の実施について規定されています。その1項では、署長は、日常訓練について必要な事項を定め、効果的に実施して消防機能の向上を図らなければならないとあります。各消防署や出張所、分遣所ではどのような日常訓練が行われているのかお聞きをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えします。

それぞれの消防署所では、あらかじめ計画を立てまして、火災、救急、救助活動のための基本的な訓練、例えば放水訓練でありますとか救出訓練ですけど、そういった基本的な訓練。それから、消防隊、救急隊、救助隊など、各隊ごとに活動しますけれども、その隊ごとの訓練。そして、複数の隊の連携訓練及び様々な想定訓練を行っているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 それでは、その服務規程第28条にあるように、その訓練を効果的に実施するには、どのような配慮や工夫がされているんでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

訓練時には、安全管理要員を配置し、常に安全に配慮するとともに、市町の消防団や自主防災組織、他機関であります防災ヘリとの連携訓練など、常に実災害を想定した訓練を実施しているところでございます。また、訓練映像を記録し、反省点等を抽出することにより、質の高い現場活動ができるよう工夫しているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 今の日常訓練について、お答えいただきました。

それでは、日常訓練以外は、どこで、どのような訓練をされているのでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えします。

日常、各消防署所で行う訓練以外では、消防局の屋外訓練施設で、火災対応訓練でありますとか救助訓練、それから、消防局の庁舎内では研修室がございますけれども、そちらでは救急活動を行うためのシミュレーション訓練などを実施するほかに、事業所あるいは学校などの防火対象物でありますとか、山林、河川などに出向くなどして、様々な事案を想定して訓練を行いますとともに、他機関などとの連携を強化するために、計画的に消防団や警察、海上保安庁との合同訓練などを行っているところでございます。

以上です。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 本当に、それぞれの消防署所でやる日常訓練のほかに、消防局のほうでの訓練だとか、他の団体との合同訓練だとか、いろんなことがされているということが本当によく分かりました。これらの訓練は本当に必要なことなんですけれども、今、消防庁舎整備基本方針に基づいて、順次、消防施設の整備が進められているところなんですけど、ふだん消防職員の人はそれぞれの配置場所の消防署だったり、出張所だったり、そこでお勤めをされているわけですよね。

けれども、消防庁舎整備基本方針には、訓練機能についての記述はないんですよね。せっかくそれに基づいて、これから整備していこうというふうに、順次整備されているんですけども、訓練機能についての記述がない。私は、やっぱり、ふだんはそうはいつでも勤務先である消防署や出張所、分遣所におられるので、それらに訓練機能を持たせることが必要だと思うんですよね。消防庁舎の更新時における訓練機能についての考え方を、まずはお聞きをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えします。

本消防局管内の各消防署には救助隊を配置しておりますことから、そのための訓練施設が必要でありますので、庁舎の更新整備に合わせまして、順次整備をしているところでございます。しかし、出張所等には配置される人員や車両、資機材が違うこと、また、敷地面積が必要であることの問題などから原則といたしまして、庁舎には訓練機能を持たせないこととしているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 消防署には救助隊が配置されているのでそういった機能は持たせているけれども、出張所には人員も違うし配置車両も違うので原則そういう機能は持たせていないと、そういう御答弁でしたけど、令和3年度は、智頭出張所と用瀬出張所の整備事業が行われたんですけれども、まだ途中でですけどね、それぞれの施設では、訓練に資する設備についてというのは、結局はどうなっているのでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えします。

先ほどお答えいたしましたように、出張所には訓練機能は持たせておりませんが、庁舎の2階部分の屋根、あるいは屋上でも訓練ができるように、防水を強化するなど対策を取っております。また、高い所、高所での訓練ができますように、救助訓練用のマットの配備を行っているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 多少は手を施しているということなんですけれども、実際、どこに配属されるか職員の方は分からないわけですよね。署のほうになるかもしれないし、出張所になるかもしれない。だけど、毎日、やっぱり訓練というのは、それぞれが自主的にされたり、あるいは隊としてされたり、いろいろされているわけなんですけど、たとえ署であろうが、出張所であろうが、分遣所であろうが、やっぱり訓練機能を考慮した施設にすることが必要なんじゃないかと思うんです。できることは限られているかもしれませんが、それをするためには、消防庁舎整備基本方針にやっぱり盛り込む必要があると思うんです。しかも、やっぱり現場の職員の意見を聞きながら、整備を進めていくということが大事だと思いますので、そういったことを整備基本方針に盛り込むべきだと思いますが、その点はどうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

平成26年に策定されました消防庁舎整備基本方針には、庁舎整備の基本的な考え方が記述されております。それぞれの庁舎に訓練機能を持たせるには、ある程度の敷地面積が必要となることなどから、分散して訓練施設を整備するより、各消防署に整備するほうが効率的であると考えているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 基本方針というものではないんですけど、ほかのところ、小田原市の消防本部の岡本出張所というところが整備するときに、基本的条件として、各種災害等に対応するための訓練及び体力錬成を常時行うことができる機能。構造指針として、庁舎を使用した訓練ができるよう機材の衝突等による衝撃に対して、構造耐力上安全であるよう配慮する。外構、外回りは救助訓練、体力増強訓練、ホース洗浄等を行うためのスペースを確保するとかいうふうに書かれていますし、あと、これは小田原消防署の成田出張所、訓練施設については、消防庁舎の現状を踏まえて受注者の優れた提案を採用しますということで、要は提案してくださいという姿勢を見せておられますし、そういった出張所であってもやっぱりそういったところはあるんですよね。署でやればいっていいという考えも一つあるかと思いますが、ふだん出張所とか分遣所に勤務されている人が、なかなかそうはいっても訓練しに行けないんじゃないかと思うんです。非番のたびに行くわけにもいかんでしょうし。やっぱり自分が勤務しているところで、体力維持だとか救助の技術、訓練、日々の訓練が効率的にできるような施設整備というのは、やっぱり必要だと思いますので、ちょっとつれない答弁ですけど、これは検討していただかないと、やっぱりこれからの消防力を高めていくことにならないと思うんですが、管理



者、どうでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

訓練施設を各消防署所、特に出張所、分遣所等にも整備をすべきではないかと、こういった御趣旨のお尋ねであります。

先ほど、消防局長よりお答えをさせていただきましたように、この訓練施設等、一定の面積等々も必要とするわけでありまして、それを各署、出張所、分遣所等ともに全て整備するということがいいのかどうか、理想的には全て整っているということはいいかも分かりませんが、やはりそのあたりはこれからの署所の維持運営について効率的に考えていくということも必要であると思います。そのようなことから、現在のところ、分遣所、出張所にはこの訓練施設を配置していないところでありますが、今後も、これにつきましては、様々な、先ほども小田原市の例を御紹介いただきましたように、全国の消防局等でいろんな取組が行われていると思います。そういった他の消防局の例なども参考にしながら、研究してみたいと考えているところであります。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 まあまあ、いろいろ条件があるんでしょうけれども、今、現に進められているところで、やっぱりそこでお勤めされている職員の方、現場の方の声は、意見はちょっと聞いていただきたいと思うんですけども、それはどうですか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

最前線で任務遂行に当たっております職員の声聞くということは、大変重要なことでありますので、職員の皆さんのいろんな考えや意見もしっかりと聞いて、考えて、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 よろしくお願ひします。

平成26年1月策定の消防庁舎整備基本方針では、今後の取組として防災・訓練センターについて触れられています。将来的な課題として、今後も研究を行っていくとなっています。その後、平成30年2月定例会で山田議員が質問で取り上げた際も、管理者は将来的にどのような形で取り組んでいくべきものなのか、今後も研究を行ってまいりたいと答えられています。その研究の到達をお聞きします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 現在の研究等の状況について、消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

現在、消防局の実務者レベルでございますけれども、こちらで防災・訓練センターに必要となります機能などについて、研究、検討をしているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 そういうものがあれば本当に、まあ毎日使えないでしょうけれども、消防職員さんの技

術向上、訓練に資すると思いますので、その機能やそういうのが実務者レベルということで研究でしたけど、やっぱりそこでも現場の職員の方の声を、意見をぜひ聞いていただきたいと思います。

次に移ります。

次、大型自動車運転免許についてなんですけども、東部消防局の職員数と大型免許の取得人数をまずはお聞きします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

東部広域行政管理組合消防局におけます令和4年4月1日現在での職員数は310人でありまして、大型自動車運転免許の取得者は242人です。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 今の東部広域行政管理組合のホームページで、消防職の採用試験の1次試験の合格者が公表されています。全国各地で今、消防士の新年度採用に向けた試験が行われているところなんですけど、中にはその応募資格に、採用後に自費で大型自動車免許を取得できる者としているところがあることには本当に驚きます。業務に必要であるにもかかわらず、自費で大型免許を取らなくてはならないということに、ちょっと私は違和感を感じました。その一方で、採用案内に免許取得に必要な経費の補助制度があることを紹介しているところもありますけれども、消防本部によって対応が違ってきます。東部広域行政管理組合の受験案内には、大型免許に関する記述はありません。自費なのか、補助があるのか、実態をお聞きします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

本消防局におきましては、大型免許取得に関するものは、いわゆる自費で取得しているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 では、自費となっている理由をお聞きします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

本消防局においては、原則、個人の資格・免許については、個人で取得することとしているものでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 大型免許を取るのに40万ぐらいかかると聞いています。それを個人負担というのはなかなか無理があるのかなと思うんですが、消防では働きやすい職場をつくるということで消防職員委員会がありますけれども、これまでに改善の要望は出ていなかったのかどうか、お聞きをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

過去の消防職員委員会におきまして、大型運転免許の取得費に関する補助制度の要望が出されております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 出ていたけれども改善に至らなかった理由は何でしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

先ほどお答えさせていただいたとおり、本局においては原則、個人の資格・免許については、個人で取得していることとしているためでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 個人の資格はなんですけど、だけど、はしご車とか救助工作車の運転に大型免許は必要だというふうに聞いています。やっぱり業務に必要な資格、免許なわけですよね。それで、先ほど消防職員委員会、それで要望が出ていたけど改善に至っていないと。中には、消防職員委員会から意見を上げて補助制度ができた消防本部もあるんですよね。国がその事例集を出していますけど、そういった改善ができたというところもありますので、県内で見ると、中部ふさと広域連合は必要経費の2分の1を助成されています。西部広域は、何か登録料みたいな、約1万円ほどの自己負担はあるんですけど、それ以外は公費。今年度実績で1名当たり23万4,774円の公費を出されています。東部だけがないんですよね。やっぱり公費で、私は大型免許を取得できるようにするべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

先ほど、県内の中部、西部、それぞれ消防本部の例も御紹介いただきました。今後、他の、こういった県内の消防本部の状況なども参考にいたしまして、検討してみたいと思います。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 やっぱり現場からこの要望が上がってきているわけですよね。それが実現をされていなくて今に至っているんですけども、先ほど管理者が検討と言われましたけど、ぜひやっぱりこれはしっかりと検討して、ぜひ職員さんの声をしっかりと聞いて、受け止めて、実現させていただきたいと思います。

では、次、定年引上げに対する組織編成の考え方についてですけれども、国家公務員の定年引上げを踏まえて、来年度から地方公務員の定年も、2年ごとに1歳ずつ引上げとなります。この制度の完成まで10年かかります。そのことを踏まえた消防職員の定員管理が求められると思います。令和14年度まで定年退職者が2年に一度しか出てこないことから、新規採用者数をどうするのかという問題があったり、60歳以降の働き方をどう

するののかという問題もあります。消防力を低下させないよう、定員管理を考えなくてはなりません。

そこでまず、定年引上げに伴いどんな課題があると認識されているのか、お聞きをします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

様々な課題があると認識をいたしております。例えば、定年延長者を毎日勤務に配置をした場合には、定数内となりますため、定数内職員で60歳を超える消防職員を配置をするということになるといったこと。また、定年延長者を既存のポストに配置した場合、後進の育成に支障が出るといった役職定年後の職員配置の課題。また、一定の新規採用職員を継続的に確保することなどの中長期的な定員管理に係る課題。そして、加齢に伴う、年を重ねるということに伴います身体機能の低下が、消防業務の職務遂行に及ぼす影響を踏まえた高齢期の職員の職務や配置等の課題があると認識をいたしております。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 先ほど、主な課題のほうを答弁いただきました。

国のほうがこの定年引上げについての研究会、検討会を立ち上げて、何かしら報告にまとめるというような動きになっています。定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会。ここには幾つかの消防局の方も参加をされて、委員として参加をされて、いろんな議論がされているところなんですけれども、消防本部の大きさによってもやっぱり課題が違うみたいなような意見もあるんですけれども、東部消防局においての定年引上げに伴う定員管理についての現在の検討状況をお聞きします。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆寺坂寛夫 議長 田住消防局長。

◆田住 浩 消防局長 お答えいたします。

先ほど、御案内のありました総務省消防庁が実施をしております、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会、こちらでの議論に注視をするとともに、県内各消防局の取組なども参考にして、定員管理について部内で検討をしているところでございます。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 国のほうが今やっているということで、そこでは本当にいろんな意見が出ていて、60歳を過ぎた方の勤務をどうするかということも、当然大きな課題になってきているわけですよね。日勤にした場合どうなるのか。隔日勤務、従来と同じような勤務にした場合でも体力的にどうなのかとか、いろいろ出ている。

それだけじゃなくて、実は若年層のことも出ているわけですよね。要は、今まで上司だった方が、定員延長に伴って部下というかね、そういう立場に変わってしまうということによる組織の中のいろいろ不都合といいますか、やりづらさといいますか、そういった懸念も当然考えられるわけですよね。だから、一緒に働く若年層への影響についても検討していく必要があると。若年層にも意見を聞く機会を設けるべきではないかというような意見も、委員さんの意見もあるんですよね。

それで、この東部消防局でもいろんな観点で検討されている、今後されないといけないと思うんですけども、そのためにもやっぱり、今ある消防職員委員会を活用して、いろんな意見を吸い上げて、どういう体制を組め

ばいいのかというようなことも含めて議論してはどうかと思いますが、その点はどうかでしょうか。

◆寺坂寛夫 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

消防職員委員会におきましては、職員からの意見の提出ができる項目は、消防職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する事。また、消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関する事。また、消防の用に供する設備、機械器具、その他の設備に関する事となっておりますので、定年の引上げに伴う定員管理につきましては、この消防職員委員会での審議の対象外となっております。

しかしながら、職員の様々な意見を聞くことにより働きやすい職場をつくるためにも、消防職員委員会以外の方法によって、職員から意見を募り、検討をしていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

◆寺坂寛夫 議長 伊藤幾子議員。

◆8番伊藤幾子 議員 消防って団結権が認められてなくてね、私は鳥取市の議員ですけど、鳥取市だったら組合のほうが職員のことを思っているいろいろ交渉したりするんですけど、消防はそれがない。その代わりにはならないけれども、その消防職員委員会というのができたという経緯があるんですけど、さっき管理者が言われたように、こういうこと、ああいうことというふうにできることがどうも決まるとようなことで、でもやっぱり本当に命がけで現場の最前線に立って活動するという任務の消防職員さんたちなので、その労働環境をどうしていくかというのは、ぜひ現場の声を、意見をやっぱりしっかりと吸い上げていくとか、聞く場をぜひやっぱりつくっていただきたいです。決まったことはみんながそれに従っていくわけですけど、知らない間に決められたのではなくて、意見が十分に出来るような場をぜひともつくっていただきたいということを述べまして、質問を終わります。

以上です。

◆寺坂寛夫 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第8 議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

第9 報告第1号繰越明許費繰越計算書について（質疑）

◆寺坂寛夫 議長 日程第8、議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで、以上3案並びに日程第9、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで、以上3案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時43分 散会

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和4年10月26日（水曜日）

### 議事日程（第2号）

令和4年10月26日（水） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1

~~~~~

### 出席議員（18名）

1番	雲	坂	衛	2番	星	見	健	蔵
3番	岩	永	安子	4番	石	田	憲	太郎
5番	秋	山	智博	6番	寺	坂	寛	夫
7番	山	田	延孝	8番	伊	藤	幾	子
9番	尾	島	勲	10番	前	田	幸	己
11番	山	根	政彦	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正敏	14番	足	立	義	明
15番	田	村	繁巳	16番	吉	田	博	幸
17番	上	杉	栄一	18番	上	田	孝	春

~~~~~

### 説明のため出席した者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 上 川 元 張 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 遠 藤 全   |
| 消 防 局 長   |                 | 田 住 浩   |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 中 村 理 人 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	保 木 本 英 明
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	橋 本 圭 司
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	田 中 真 一

~~~~~

午前10時0分 開議

◆寺坂寛夫 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

昨日、開催されました総務消防委員会におきまして、副委員長に、13番、柳正敏議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 10 号令和 4 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 12 号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆寺坂寛夫 議長 日程第 1、議案第10号令和 4 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてまで、以上 3 案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、5 番、秋山智博議員。

〔5 番秋山智博議員 登壇〕

◆5 番秋山智博 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告い



たします。

議案第11号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正について、以上2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 福祉環境委員長、10番、前田幸己議員。

〔10番前田幸己議員 登壇〕

◆10番前田幸己 議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算、本案は、適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

◆寺坂寛夫 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

8番、伊藤幾子議員。

〔8番伊藤幾子議員 登壇〕

◆8番伊藤幾子 議員 8番、伊藤です。私は、議案第11号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

令和3年度の一般会計の決算額は164億2,071万7,000円でした。そのうち、リンピアいなばの建設費が約7割を占め、119億471万3,000円が予算執行されました。今年度の試運転でトラブルが発生し、現在、ボイラー過熱器管の交換作業が進められていますが、昨年度の建設工事自体は順調に進められたと認識しています。

しかしながら、これまでも指摘をしてきた、日量240トンの処理能力の妥当性に疑問が残ったまま、昨年度も事業が進められましたので、決算認定には反対です。

予定では、来年度から本稼働となります。ごみ発電は、おまけぐらいに考えて、東部広域行政管理組合として、ごみの減量化計画をもって取り組むことを求め、反対討論いたします。

◆寺坂寛夫 議長 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第10号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第12号鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆寺坂寛夫 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆寺坂寛夫 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和4年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時8分 閉会